明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報
（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔条約〕
○刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定（六）　三
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定（七）　三
○経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定（八）　五
〔告示〕
○刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定の効力発生に関する件（外務四五三）　六三五
○刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定についての合意された議事録の署名に関する件（同四五四）　六三六
○投資の自由化、促進及び保護に関する日本国とウズベキスタン共和国との間の協定の効力発生に関する件（同四五五）　六三六
○経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定の効力発生に関する件（同四五六）　六三六
○経済上の連携に関する日本国とベトナム社会主義共和国との間の協定第十条に基づく日本国政府とベトナム社会主義共和国政府との間の実施取極の署名に関する件（同四五七）　六三六

## 本号で公布された法令のあらまし

### ◇刑事に関する共助に関する日本国と中華人民共和国香港特別行政区との間の協定（条約第六号）

（外務省）

この協定は、一方の締約者が他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施することを定めるものであり、その概要は、次のとおりである。

1　各締約者は、他方の締約者の請求に基づき、捜査、訴追その他の刑事手続についてこの協定の規定に従って共助を実施する。（第一条関係）

2　この協定に規定する任務を行う中央当局として、日本国は法務大臣若しくは国家公安委員会又はこれらがそれぞれ指定する者を、中華人民共和国香港特別行政区は法務長官又は同長官が指定する者を、それぞれ指定する。（第二条関係）

3　被請求締約者は、請求された共助が政治犯罪に関連すると認める場合、請求締約者の管轄内における捜査、訴追その他の手続の対象となる行為が自己の法令によれば犯罪を構成しないと認める場合等には、共助を拒否することができる。（第三条関係）

4　共助の請求は、一定の場合を除き、書面によって行う。共助の請求に当たっては、捜査、訴追その他の手続を行う当局の名称、請求する共助についての説明等の事項について通報する。（第四条関係）

5　被請求締約者は、請求された共助をこの協定の関連規定に従って速やかに実施し、被請求締約者の権限のある当局は、その権限の範囲内で可能なあらゆる措置をとる。被請求締約者は、別段の合意がある場合等を除くほか、請求された共助の実施に要するすべての費用を支払う。（第五条及び第六条関係）

6　請求締約者は、被請求締約者の中央当局の事前の同意がない限り、この協定の規定に従って提供される証言又は供述を文書化し又は記録した物その他の物件を目的外に使用してはならない。被請求締約者の中央当局は、請求締約者が当該物件を秘密のものとして取り扱うこと又は当該中央当局が定める他の条件に従う場合にのみ使用することを要請することができる。請求締約者は、当該物件の輸送、保管及び返還に関し被請求締約者の中央当局が付した条件に従う。（第七条及び第八条関係）

7　被請求締約者は、証言、供述又は物件を取得し、人、物件又は場所の見分を行うものとし、また、これらのため、必要があるときは、強制措置をとる。被請求締約者は、自己の管轄内に所在する人、物件若しくは場所を特定し、又はこれらの所在地を特定するよう最善の努力を払う。被請求締約者は、自己の当局が保有する一定の物件を提供する。（第九条～第一二条関係）

8　被請求締約者は、自己の管轄内に所在する者であって請求締約者の関係当局への出頭が求められているものに対し、その招請について伝達する。被請求締約者は、証言又は捜査、訴追その他の手続における協力のため、一定の場合に、被請求締約者において拘禁されている者の身柄を請求締約者の管轄内に移す。請求締約者の関係当局に出頭することに同意した者又は請求締約者の管轄内に身柄を移されることに同意した者は、請求締約者の管轄内において訴追されないことなどに関する保護措置を与えられる。（第一三条～第一五条関係）

9　被請求締約者は、送達のために請求締約者から送付された裁判上の文書の送達を実施する。（第一六条関係）

10　被請求締約者は、自己の法令が認める範囲内で、犯罪の収益又は道具の没収及びこれに関連する手続について共助を実施する。（第一七条関係）

11　この協定のいずれの規定も、他の適用可能な国際協定又は自己の法令に従って共助を要請し又は実施することを妨げるものではない。両締約者の中央当局は、この協定に基づく迅速かつ効果的な共助の実施を促進する目的で協議する。この協定の解釈又は実施から生ずる紛争は、外交上の経路を通じて解決する。（第一八条及び第一九条関係）